

さくら市社会福祉協議会福祉基金規程

(設置の目的)

第1条 社会福祉法人さくら市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の事業及び活動並びにこれらに必要な運営費の安定化を図るため、福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の構成)

第2条 この基金は、次の資金をもって構成する。

- (1) 基金への繰入金
- (2) 基金への寄附金
- (3) 基金の収益金等

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(寄附金の取扱)

第4条 基金への寄附金は、一般福祉への寄附金として当基金に繰り入れる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる益金は、一般会計収入支出予算に計上して目的に充当することができるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、福祉基金に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。